

議 長 追加日程第2「議案第30号令和4年度松田町一般会計補正予算（第2号）」
を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第30号令和4年度松田町一般会計補正予算（第2号）。令和4年度松田
町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ
ぞれ1,186万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億7,
361万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後
の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月8日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、令和4年度松田町一般会計補正予算（第2号）について御説明を
させていただきます。

最初に歳入でございます。8ページ、9ページから説明をさせていただきます
す。款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金、節、企画費国
庫補助金の説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金104万
円の補正でございます。この事業につきましては、10分の10の補助事業で、コ
ロナ禍における原油価格、物価高騰対応分といたしまして、国が進めている事
業者支援事業に位置づけられた輸送・交通事業者経営支援といたしまして、今
回ここで補正を計上いたしました。

次に、項、国庫補助金、目、民生費国庫補助金、節、子育て世帯生活支援特
別給付金国庫補助金につきましては、452万9,000円の補正となります。説明欄
におきまして、子育て世帯生活支援特別給付金のひとり親世帯分の事務費補助
金といたしまして2万円、その他世帯分の事業費といたしまして、補助金とい
たしまして350万円、そのほかの世帯分の事務費におきましては、100万9,000
円の補正となるものでございます。国のですね、緊急経済対策として発表され
ましたその内容や経費等がまとまりましたので、ここで令和4年度実施の子育

て世帯生活支援特別給付金について補正をさせていただくものでございます。
この事業につきましては、国のコロナ禍における原油価格、物価高騰等、総合
対策において低所得者の子育て世帯に対する事業として、児童扶養手当受給者
等低所得者のひとり親世帯に、これは県のほうからの支給となるものでござい
ます。また、それ以外の令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯に
対し、児童1人当たり一律5万円をですね、町から支給するための補正となり
ます。

次に、款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、商工費国庫補助金、節、観光
費国庫補助金の説明欄、観光資源活用補助金につきましては、630万円ござ
います。5月末におきまして採択されたもので、ここで補正をするものでござ
います。事業の目的につきましては、地域独自のですね、観光資源を活用した
地域の稼げる看板商品の創出事業とございます。地域経済を支える観光の大局
的な復興の実現に向けて、地方自治体、民間事業者等の地域の関係者と連携を
してですね、実施する自然・歴史・文化・産業等の地域ならではの観光資源を
活用したコンテンツの造成から、販路開拓まで一貫した支援を実施する事業と
いたしまして、本町が採択されたものでございます。

続きまして、10ページ、11ページの歳出でございます。款、総務費、項、総
務管理費、目、地域交通対策費の説明欄（2）感染症総合対策事業の負担金補
助及び交付金でございます。路線バス事業者緊急経営継続支援給付金といたし
まして、路線バス事業者へのですね、地方創生臨時交付金を活用した交通事業
者経営支援といたしまして、地域交通の維持、そしてまた確保、また経営支援
を目的にですね、今回富士急湘南バス株式会社様の乗合バスの保有台数26台分
に対し、県のほうもですね、令和3年度に実施した感染症対策事業の経費分と
同額の4万円、26台で4万円分を計上いたしまして、104万円をここで給付す
るものでございます。経営に大きな影響が生じている地域公共交通事業者もで
すね、3密を避ける取組の強化を目的に、運行また利用環境の整備をすること
を目的にですね、給付するものでございます。

続きまして、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費では、説明

欄の子育て世帯生活支援特別給付金事業に伴う職員給与費の時間外勤務手当25万3,000円の補正となります。

項、児童福祉費、目、児童措置費の説明欄、子育て世帯生活支援特別給付金事業におきましては、国のコロナ禍の影響に伴う原油価格、物価高騰等の総合対策において、低所得者の子育て世帯に対する事業として行うものでございます。町が行う主なものといたしましては、低所得者のひとり親世帯以外の低所得者の子育て世帯、約70人分の給付額350万円ほか総額にいたしますと427万6,000円をここで補正するものでございます。

続きまして、款、商工費、項、観光費、目、公園管理費の説明欄（2）西平畑公園管理費につきましては、先ほど申しましたとおり、地域独自のですね、観光資源を活用した稼げる看板商品の創出ということを目的に、国から採択を受けた事業でございます。地域資源の西平畑公園内において、地域資源を最大限に活用し、新たな看板商品事業の創出として、ここではグランピングの可能性を検証するための実証実験事業として採択されたものでございます。

委託料といたしましては、看板商品の創出事業いわゆる先ほどモニタリング募集、いわゆるツアー等の企画提案、またプロモーションの経費でございます。また、グランピングのテラス整備工事などに300万円、そして事業用備品に90万円の補正を行うものでございます。

続きまして、12、13ページの予備費でございますが、190万円の減額でございます。3,235万3,000円と予備費がなるものでございます。

14ページから19ページまでにおきましては、給与費明細書を添付いたしました。そして20ページにおきましては、工事予定箇所説明資料を添付いたしましたので、よろしく申し上げます。

以上、一般会計補正予算（第2号）について、よろしく御審議のほどお願いをいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。質問のある方、いらっしゃいませんか。

1 1 番 寺 嶋 11ページですね、商工費、公園管理に要する経費ということで、先ほど、

今、説明あったんですけどね、付託もなるんですが、まだ概要がなかなかつかめてませんのでね。看板商品創出ということなんですけど、これは看板を作るんじゃないくて、この事業とかそういうものですね、を発掘、自然を生かした事業を創出しようと、そういう発想なんではないかな。その辺のところをですね、お聞かせを願いたいと思います。

それですね、あとキャンピングといいますか…（「グランピング」の声あり）グランピングというキャンプみたいなのも含めたということの説明だと思うんですけども、これをするに当たりまして、西平畑公園の今あるんですけどね、これは直営でやっておりますが、公園、西平畑公園管理条例というのがあるんですけども、ありますよね。この条例そのものは改正しなくてもよろしいんじゃないかな。大きく建物を建てるとか、いじるとかという事業の大きな変更だったら、公園条例をね、やっぱり見直す必要があると思うんですけども、その辺の見解についてお伺いをいたします。

観光経済課長

それではお答えをさせていただきます。2点ございました。1点目の看板につきましては、議員おっしゃっていただいたとおりですね、物理的な看板ではなくて、あくまでソフト事業として、あそこ、西平畑公園を使った目玉と言い換えてもいいんですけども、そういった商品を…商品、事業を進めていくということでございます。

2点目、グランピング、今回の事業をやるに当たって、公園の条例、西平畑公園は公園条例の中に立地される部分でございます。公園条例の改正が必要かどうかということに関しましては、大きく言うとそのグランピングというのがキャンプで一つ禁止行為の中には入ってございます。ただしですね、そのただし書きがその条項にもあったかと思いますが、行為許可、行為の許可という条項もございまして、今回の事業をやるに当たっては、条例は現行の条例の中でできるものと考えております。ただ、昨日もちょっと御説明申し上げましたが、今後大きい展望としては、ここで実施をして、さらにそこでじゃあ料金的なものが発生する、いろいろなものが出てくる、こういったものは本格施行に合わせて、新年度に向けて条例改正の御提案を別途させていただくことになろうか

と考えております。以上です。

11番 寺嶋 それでは再質疑ということで、これ、委託、西平畑公園管理委託費ということなんです。これ、ですから委託です。委託するということの前提ですよ。直営でやるんじゃないなくて、どこかに、指定管理者みたいところに委託をするという考え方なのかね。この辺についてお伺いします。

あとは、公園条例のほうは、新たに料金とかが新たに発生するとか、そういうのがあれば、公園条例を改正する必要があるんじゃないかというような回答だと思っておりますけれども、その辺のことについて再度お伺いします。

観光経済課長 何点かございましたので、順次お答えをさせていただきます。

委託に関しましては、この指定管理とか管理の面での委託ではなくて、あくまでも今回の事業の実施を委託すると。事業ですね、事業としての委託をするものでございます。

また、料金の関係ですね。料金の関係というのは、委託をして実施をしていただく事業者の中で完結をする行為として、計画を出していただいて、それに対して町は、公園内の行為としての許可をする。条例としてのロジックはそういうことで整理をいたします。つきましては、今年度の事業に関して、その料金が発生するというのが試験的に行う事業の事業主様との調整の中でやるということになります。

つまり、今年度中に、この事業に関しての条例改正はいたしませんけれども、後々、先ほど言ったように、これから行うサウンディングもしかりですけれども、そういったものをまとめて御提案をさせていただきたいのは昨日も御説明したとおりですね、9月には何とか準備を進めて御提案させていただきたいと、このように考えております。

11番 寺嶋 付託するんでね、これ以上は聞かないですけれども。委託業者とサウンディングというんですか、すり合わせ、そういうのをやらないと、はっきりしたことはまだここでは料金的なものも含めて御提示はできないよということなんでしょうか。その辺、再度お伺いして質問を終わります。

観光経済課長 料金の提示…。

町 長 御質問ありがとうございます。今、サウンディングの話とこれが一緒になっちゃってるね。違うんです。サウンディングはあくまでも将来的な指定管理をする上でのこういった希望があるかとかというサウンディングをやるのと、これは一応今、町が独自に現状やった場合にこういうふうなウッドデッキを造って、いろんな可能性を図るという意味での申請を今回上げています。それに対する委託ですから、サウンディングをやってる業者さんと、一緒になるかも分かりませんが、これ、別です、行為的には。というふうに御理解いただければと思います。

11番 寺 嶋 終わります。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号令和4年度松田町一般会計補正予算(第2号)につきましては、議長を除く議員全員11名で構成する特別委員会を設置し、そこに付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は議長を除く議員全員11名で構成する特別委員会を設置し、そこに付託の上、審査することに決定しました。なお、委員長には井上君、副委員長には唐澤君にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

よろしいですか。それでは、審査をよろしく申し上げます。なお、議長はオブザーバーとして参加させていただきますので、よろしく申し上げます。